

議案第 29 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成 17 年 2 月 25 日生駒市
告示第 34 号」を「平成 18 年 9 月 29 日生駒市告示第 191 号」に改め、同表
に次のように加える。

生駒市（仮称）東白庭地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 18 年 9 月 29 日生駒市告示第 190 号に定める大和都市計画生駒市（仮称）東白庭地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

<p>生駒市(仮称) 東白庭地区整備計画区域</p>	<p>低層専用住宅地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。) 2 別表第3(ア)項に掲げる住宅 3 幼稚園、保育所、公民館又は集会所 4 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。) 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3(イ)項に掲げる公益上必要な建築物 6 前各項の建築物に附属するもの(別表第3(エ)項に掲げるものを除く。)</p>	<p>165平方メートル</p>					
	<p>沿道利用地区</p>	<p>次に掲げる建築物 1 建築物の1階部分を住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの)及び共同住宅の用に供するもの。ただし、専用住宅を除く。 2 寄宿舎又は下宿 3 ホテル又は旅館 4 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用に供する施設 5 自動車教習所 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 工場(別表第3(ウ)項に掲げるものを除く。)</p>	<p>300平方メートル</p>	<p>1メートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、か</p>			

	<p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する床面積が150平方メートル以上のもので、それらの用途に供する床面積100平方メートルにつき(100平方メートルに満たない端数については、その端数を切り上げる。)車両1台分(幅2.5メートル以上、奥行き5メートル以上)の駐車施設を有しないもの</p>			<p>つ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>		
--	---	--	--	--------------------------------	--	--

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。